

第5回資金管理業務諮問委員会 議事録

1. 日時：2004年10月29日（金）10時～12時45分
2. 場所：財団法人自動車リサイクル促進センター 第1・第2会議室
3. 委員の現在数：7名
4. 出席者と人数：永田委員長、酒井委員、辰巳委員、細田委員、
松田委員、米澤委員、渡辺委員
以上 7名出席
その他（財）自動車リサイクル促進センター事務局、
経済産業省・環境省担当官が出席
5. 議題： 平成16年度再資源化預託金等特別会計収支予算書補正案
について
平成16年度再資源化預託金等運用計画案について
輸出取戻し手数料について
資金管理業務規程について
平成16年度第1四半期の決算報告について
離島対策等検討会について
その他

6. 議事録

(1) 議題 について

「平成16年度再資源化預託金等特別会計収支予算書補正案」「平成16年度再資源化預託金等特別会計収支予算書補正案の前提条件」に関して、資料3-1～資料3-2（含む参考資料）を使用して事務局から説明。預託金の払渡し支出の計上時期に関する議論を整理することで了解された。

委員からは以下のような意見があった。

主な質疑・意見

（注） は委員からの質問・意見 は事務局からの回答

預託金収入は発生主義で計上され、資金管理法への未入金分についても収入として計上されている。一方で、預託金の自動車製造業者等への払渡し支出については、特定再資源化等物品の引取時点ではなく、

翌月の請求時点で計上されている。払渡し支出についても発生主義で計上すべきではないか。

施行当初の一年目のみの問題であり、二年目以降はどちらにしても違いはないのではないか。

結果としての予算書上の違いがなくても、どのような考え方で会計処理をしているのかについて整理しておくべきである。

自動車製造業者等からの特定再資源化等物品の引取報告は、翌月の取消・修正可能期間を経て払渡し請求が行われる。自動車リサイクル法では「自動車製造業者等は払渡しを請求することができる。」となっており、資金管理法人としては、請求が行われて初めて払渡し義務が発生すると考えている。

法律上、資金管理業務と情報管理業務は、主務大臣から別の指定を受けて自動車リサイクル促進センターが行っているものである。そのため、法律上の整理では、資金管理法人は引取報告に関する情報を情報管理センターから送ってもらわなければ払渡しが行われた事実を知ることができない。

「払渡しが行われた事実」を知ることができるのが翌月であったとしても、その原因が前月に発生しているのであれば、その月に（前月分として）未払計上すべきである。

預託金の自動車製造業者等への払渡し支出の計上方法の考え方如何で、本年度収支差額に与える影響は8億円となる。全体の収支規模からいったら影響は少ないが、やはり考え方をしっかり整理しておくべきではないか。

預託金の自動車製造業者等への払渡し支出の未払い計上した場合には、債務が確定しているので、それに見合う再資源化預託金等特定資産の取り崩し収入が立つ会計処理をすることとなる。そのため、結果としての収支差額には影響しない。

払渡し計上時期に関する考え方を整理しておく必要がある。

今般の補正予算は大幅な変更であるが、これは、リサイクル料金の各メーカーからの発表前に予算案を作成したことに伴う過渡的なものである。今後は、より正確な予算が当初から作成されるものと認識している。

（２）議題 について

「平成16年度再資源化預託金等運用計画案」に関して、資料4（含む参考資料）を使用して事務局から説明。各委員から了解された。

委員からは以下のような意見があった。

運用結果を事後的に評価する目的は何か？また、評価をする主体は諮問委員会という理解でよいのか。

評価を通じて、次年度以降、より適切な債券の購入、資産構成の確保につなげていく。評価をする主体は諮問委員会である。

(3) 議題 について

「輸出取戻し手数料の設定の考え方について(案)」「輸出取戻し手数料(案)」に関して、資料5-1～資料5-2(含む参考資料、添付資料)を使用して事務局から説明。各委員から了解された。
委員からは以下のような意見があった。

一般輸出者と登録事業者の手数料の違いから、次第に登録事業者が増えていくことになると考えられるが、こうしたことも想定すべきではないか。

こうした動きを正確に把握することは難しいが、最終的な一般輸出者と登録事業者の割合について想定して料金を算出している。

登録事業者になる条件はあるか。

インターネットに繋がるパソコンがあれば特にない。

パソコン申請、一般申請ごとに工数の積み上げ等について可能な限り公開していくべきである。

(4) 議題 について

「資金管理業務規程の変更について」「資金管理業務細則について」に関して、資料6-1～資料6-2(含む別紙)を使用して事務局から説明。各委員から了解された。

(5) 議題 について

「平成16年度第1四半期資金管理料金特別会計の決算報告書」に関して、資料7を使用して事務局から説明。四半期決算報告書の位置づけに関する説明書を加えることで了解された。

委員からは以下のような意見があった。

添付されている監査法人の監査報告書を読むと、もってまわった表現になっていて一般の人にはわかりづらいが、どういうことなのか。

監査法人から受領した手続実施報告書はいわゆる「監査報告書」ではない。四半期計算書類について一定の「合意された手続」を実施し、その結果を報告したものである。

資金管理法人は、資金管理業務を実施するに際して、透明な運営を行うという観点から、四半期毎に決算を実施し、監査法人のチェックを受けることとしている。

透明性の確保という観点から、四半期毎の決算報告書を出しているのにもかかわらず、一般の人には非常にわかりにくいものとなっている。決算報告書自体は専門的なものだとしても、一般の人が理解できるような形での公開を今後検討していくべきである。

四半期決算報告書の位置づけについて整理しておくべきである。

(6) 議題 について

「不法投棄等対策支援事業要綱(案)」「離島対策支援事業要綱」「自動車リサイクル法本格施行直後の離島対策等支援事業の実施について」に関して、資料8-1～資料8-3(含む添付資料)を使用して事務局から説明。各委員から了解された。

委員からは以下のような意見があった。

両支援事業の円滑な立ち上げに向けて、今後とも地方自治体と連絡を密にしていって欲しい。

(7) 議題 について

「財団法人自動車リサイクル促進センターの監査体制の準備状況について」「資金管理料金」に係わる主な調達(入札)結果について」に関して、資料9-1～資料9-2(含む別紙)を使用して事務局から説明。監査法人が四半期毎に行う手続きについて適正な表現に改めることで了解された。

委員からは以下のような意見があった。

監査法人が行う四半期毎に行う手続きを「会計監査」と表現することは不適切ではないか。

「業務監査」に対しては「会計監査」となるが、期中の監査についての表現を監査法人とよく打ち合わせてもらいたい。

以上